様式第１号

令和４年度山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金（第２弾）
給付申請書兼実績報告書【売上要件用】

山形県知事　殿

令和　4　年　　月　　日

こちらの様式は「売上要件」に該当する事業者が対象です。記入にあたっては、記入例と申請の手引きを確認しながら、正しく記入してください。

申請事業者

法人の所在地又は個人事業主の住所	〒
フリガナ	
法人名又は個人事業主の屋号	
フリガナ	
代表者職氏名	

以下の事項に偽りないことを誓約し、標記給付金の支給を申請します。

１　申請金額（該当する金額の欄（どれか一つ）に「○」を記入してください。）

	① 法人（③以外）	【100,000円】	
	③ 法人（大雨被災事業者）	【200,000円】	

	② 個人事業主（④以外）	【50,000円】
	④ 個人事業主（大雨被災事業者）	【100,000円】

２　事業者概要

主たる業種	番号		名称		← 裏面記載の「日本標準産業分類」で定める業種の番号と名称を記入
担当者（日中連絡が取れる方）	フリガナ / 氏名		連絡先（電話番号）		※内容確認のため、お電話をさせていただく場合があります。
郵送物の送付先（受取可能な住所）	〒	※上に記載した申請事業者欄と同じ場合、「同上」でも可			
振込先口座（ゆうちょ銀行）	記号		番号		
	口座名義人カナ				
どちらか一方に記入してください。					
振込先口座（ゆうちょ銀行以外）	金融機関名	銀行・金庫・組合	金融機関コード（数字4桁）		
	支店名	店・支店・出張所	支店コード（数字3桁）		
	預金種目	普通・当座	口座番号		
	口座名義人カナ				

３　要件確認（※確認欄すべてに「○」の記入がないと、給付金を受けることができません。）

	確認欄（○を記入）
⑴ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施している。	
⑵ 給付金の受給後も事業を継続する意思がある。	
⑶ 山形県暴力団排除条例に定める暴力団又は暴力団員等に該当しない。	
⑷ 性風俗産業に該当する営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項から第10項に該当する営業（受託営業を含む））を行っていない。	
⑸ 系統出荷による収入を主とする個人農林水産業者ではない。	
⑹ 県が10月以降に実施する以下の給付金等の給付を受けておらず、また今後も受ける予定がない。※９月以前より受付を行っている給付金を受給された場合でも本給付金を受給できます。 ・*地域公共交通事業者原油高騰等支援金（バス、タクシー・ハイヤー事業者が対象）* ・*運送事業者原油価格高騰支援給付金（トラック事業者が対象）* ・*社会福祉施設の原油価格・物価高騰への支援（高齢者施設、障がい者施設、救護施設、児童養護施設等の運営事業者が対象）* ・*農業水利施設の電気料金高騰への支援（農業水利施設の施設管理者が対象）*	
⑺ 令和４年７月、８月、９月のいずれかの売上げが、令和元年同月、令和２年同月又は令和３年同月の売上げと比較して30%以上減少した。（売上げの令和元年同月比、令和２年同月比又は令和３年同月比が70%以下である。） **２ページ目の表に売上を記入し、⑺の要件を満たすことを確認してください。**	

・次の表に売上げを記入し、④同月比が70%以下であることを確認してください。

① 比較する月（※1）	② 令和元年、令和２年又は令和３年の①の月の売上げ（※2）	③ 令和４年の①の月の売上げ	④ 同月比（③÷②×100）（※3）
月	令和　年　円	円	%

（※1）売上げが30%以上減少した月（７月、８月、９月のうち、いずれか一月）を記入してください。
（※2）青色申告決算書が無い、又は白色申告の場合は、確定申告書第１表㋐の金額を12（年の中途に創業した場合は、創業した月を含む営業月数）で割った金額（小数点以下切捨て）を記入してください。
（※3）同月比は、小数点以下を切り上げてください。

4　添付書類（※確認欄すべてに「〇」の記入がないと、給付金を受けることができません。）

	確認欄（〇を記入）
⑴ 売上げを比較する月（令和元年～３年の７月・８月・９月のいずれか一月）を含む期間の確定申告書の写し**（税務署の収受日付印があるもの※）**	
◆法人の場合（次の①、②の両方を添付してください。） ①確定申告書別表一の写し　②法人事業概況説明書の写し（両面） ◆個人事業主**（青色申告）**の場合（次の①、②の両方を添付してください。） ①確定申告書第一表の写し　②所得税青色申告決算書の写し（ページ１とページ２） ◆個人事業主**（白色申告）**の場合 ・確定申告書第一表の写し ※**収受日付印がない場合は、**上記に加え、次のいずれかの書類も添付してください。 ・その年度の納税証明書（その２）の写し（管轄の税務署へお問い合わせください） ・税務署で保管している申告書原本を撮影した写真 ・e-Taxで確定申告した場合の、受信通知（メール詳細）の写し	
⑵ 令和４年７月、８月又は９月の売上げが分かる書類**（売上が０の場合も必要）** ・売上台帳、月次残高試算表など ※必ず、空きスペースに署名又は記名し、「年月」と「合計金額」を明記してください。	
⑶ 振込先口座が分かる通帳の写し（申請事業者名義のものに限る。） ※表紙を開いて見開き２ページ分（金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義（カタカナ）の全てが記載されたページ）	
⑷ 【大雨被災事業者の場合】県内市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書の写し（**住宅ではなく、事業用の施設・設備への被害に限る。**）	

⑷は該当する場合のみ

5　誓約（※以下の事項に誓約いただけない場合、給付金を受けることができません。）

	確認欄（〇を記入）
⑴ 本申請書に記入した内容及び添付書類に偽りないことを誓約します。	

6　その他

次のいずれかに該当する場合、事業者は給付金の全額を返還することになります。
⑴ 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき
⑵ 山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年８月規則第59号）に違反する行為があったとき

7　日本標準産業分類（中分類）

番号	名称	番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	農業	25	はん用機械器具製造業	49	郵便業（信書便事業を含む）	73	広告業
2	林業	26	生産用機械器具製造業	50	各種商品卸売業	74	技術サービス業（他に分類されないもの）
3	漁業（水産養殖業を除く）	27	業務用機械器具製造業	51	繊維・衣服等卸売業	75	宿泊業
4	水産養殖業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	52	飲食料品卸売業	76	飲食店
5	鉱業，採石業，砂利採取業	29	電気機械器具製造業	53	建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
6	総合工事業	30	情報通信機械器具製造業	54	機械器具卸売業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
7	職別工事業（設備工事業を除く）	31	輸送用機械器具製造業	55	その他の卸売業	79	その他の生活関連サービス業
8	設備工事業	32	その他の製造業	56	各種商品小売業	80	娯楽業
9	食料品製造業	33	電気業	57	織物・衣服・身の回り品小売業	81	学校教育
10	飲料・たばこ・飼料製造業	34	ガス業	58	飲食料品小売業	82	その他の教育，学習支援業
11	繊維工業	35	熱供給業	59	機械器具小売業	83	医療業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	36	水道業	60	その他の小売業	84	保健衛生
13	家具・装備品製造業	37	通信業	61	無店舗小売業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	38	放送業	62	銀行業	86	郵便局
15	印刷・同関連業	39	情報サービス業	63	協同組織金融業	87	協同組合（他に分類されないもの）
16	化学工業	40	インターネット附随サービス業	64	貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関	88	廃棄物処理業
17	石油製品・石炭製品製造業	41	映像・音声・文字情報制作業	65	金融商品取引業，商品先物取引業	89	自動車整備業
18	プラスチック製品製造業	42	鉄道業	66	補助的金融業等	90	機械等修理業（別掲を除く）
19	ゴム製品製造業	43	道路旅客運送業	67	保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）	91	職業紹介・労働者派遣業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	44	道路貨物運送業	68	不動産取引業	92	その他の事業サービス業
21	窯業・土石製品製造業	45	水運業	69	不動産賃貸業・管理業	93	経済・文化団体
22	鉄鋼業	46	航空運輸業	70	物品賃貸業	94	宗教
23	非鉄金属製造業	47	倉庫業	71	学術・開発研究機関	95	その他のサービス業
24	金属製品製造業	48	運輸に附帯するサービス業	72	専門サービス業（他に分類されないもの）		